

「玄米及び精米品質表示基準見直しに係る説明会」の開催について

平成 22 年 10 月 日
消費者庁食品表示課

消費者庁では、玄米及び精米品質表示基準の見直しの際の参考とするため、国民の皆様から広くご意見を消費者庁ホームページ等において募集しておりますが、見直しに係る説明会を以下のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。

1. 説明項目

(1) 玄米及び精米品質表示基準 (平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 515 号)

2. 開催日時

平成 22 年 10 月 19 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 00

3. 開催場所

消費者庁 6 階大会議室
千代田区永田町 2 - 11 - 1 山王パークタワー 6 階

4. 参加申込み方法

10 月 14 日 (木) 12 : 00 までに、氏名 (ふりがな)、所属、住所、電話番号を明記の上、g.hyojiiken@caa.go.jp までメールにてお申込み下さい。

プレス関係者におかれましては、撮影の有無も併せてご記入下さい。

(冒頭のみカメラどり)

多数の参加者が予想されますので、各社・各団体 1 名までの申込みをお願いします。

遅くとも 10 月 15 日 (金) までにメールにて参加券をお送りします。参加券をプリントアウトし、会議当日、消費者庁 1 階受付及び 6 階会場受付で提示して下さい。

希望者多数の場合、希望者の中から抽選により参加者を決定します。10 月 15 日 (金) までに参加券が届かなかった場合は、申し訳ありませんが枠内に入らなかったことになります。ご理解頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

5. 説明会時の留意事項

事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

説明会中は携帯電話等の電源は必ずお切り下さい。

その他事務局職員の指示に従って下さい。

6. その他

説明会では質問や意見をご発言頂く時間を用意しております。

説明会当日にご発言いただく場合であっても、見直しを行う本基準へのご意見等は、現在行っております「玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴うご意見募集」(平成22年10月 日まで)へお寄せくださいますようお願いいたします。

URL: _____

問い合わせ先

消費者庁食品表示課 担当：小椋、吉田

TEL: 03 - 3507 - 9223 (直通)

玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されている場合は、米トレーサビリティ法に基づく産地情報を根拠として、都道府県名等が表示できるよう見直します。

現行の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	未検査米			10割

改正案の表示イメージ

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	県産			7割

農産物検査の証明にかかわらず米トレーサビリティ法の伝達情報に基づき産地名に都道府県名等が記載できるよう見直しを行います。

玄米及び精米品質表示基準の概要

適用の範囲(第2条)

- 玄米及び精米(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)に適用する。

該当製品 玄米、精米(うるち・もち)、胚芽精米

表示事項(第3条)

- 名称、原料玄米、内容量、精米年月日等、販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

表示禁止事項

品質表示基準の策定・見直しの手順(案)

